

西区スポーツ振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、競技団体等が行うスポーツ・レクリエーション振興事業に係る経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区民のスポーツ及びレクリエーションの振興と普及奨励に努め、区民相互の交歓と健全な文化生活に寄与することを目的とするもので、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) 西区民を広く対象としたスポーツ・レクリエーション行事であること
- (2) 参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること
- (3) 神戸市、兵庫県、その他公共団体および公共的団体から補助又は助成を受けていない事業であること。
- (4) 営利を目的とした活動でないこと
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと
- (6) 法令、公序良俗に反した活動でないこと

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号をすべて満たす団体とする。

- (1) 団体の目的、活動内容等を示した規約を有していること
- (2) 代表者、及び副代表者等の代表機関を有していること
- (3) 西区内に拠点を置き、西区内で活動していること
- (4) 会計報告を行っていること
- (5) 継続して相当の長期にわたり、区民のスポーツ及びレクリエーションの振興を目的とする、区民30人以上を対象とする行事を年間1回以上行っている、またはその行事を運営していること
- (6) 広く区民の健康と体力増進に資する活動を行っていること
- (7) 継続的な活動が見込めること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、第2条に規定する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料

- (7) その他区長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。
 - (1) 団体構成員の食料及び飲食を主たる目的とした会合等に係る経費
 - (2) 団体構成員の人件費及び報酬
 - (3) 領収書がないなど用途が不明なもの
 - (4) 特定個人の所有になる予定のもの
 - (5) その他、当該補助対象事業に相応しくないものとして区長が適当と認めないもの

(補助対象期間)

- 第5条 補助事業の対象期間は、当該年度4月1日～3月31日とし、第8条1項に規定する交付決定の前に実施した事業についても対象に含めるものとする。
- 2 補助事業に要する経費のうち、保険料については、前年度中に支出がなされた場合でも対象に含めることができるものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助事業の実施に必要となる第4条第1項各号に掲げる経費について、第3条各号に定める1団体につき30,000円を上限とする。
- 2 区長は、前項の補助事業に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助事業に関して西区が計上している予算の範囲内において補助金額等を決定する。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入して西区長が定める募集期間内に西区長に提出しなければならない。
- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 補助対象期間内に複数の補助事業を申請する場合、前条に定める補助金額の範囲内であれば、前項の書類にて一事業ごと若しくは一括申請できるものとする。

(補助金の交付決定)

- 第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。
- 2 区長は、交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。
- 3 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、第8条第1項の通知を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書等（様式第4号及び別記の収支予算書）を、同第2号（事業の中止等）に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付事業中止承認申請書（様式第11号）を、区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更該当すると区長が判断する場合においてはこの限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）又は、補助金交付事業中止承認通知書（様式12号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

3 前二項の中止承認に関する事項は、申請しているすべての事業が中止となった場合のみ適用される。

（補助事業の状況報告）

第10条 補助対象事業者は、補助事業終了前においても区長から補助事業の遂行及び収支の状況の報告を求められたときは、遅滞なく必要な書類を添付して報告しなければならない。

（補助事業の状況報告）

第11条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の終了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助事業の実施状況がわかる書類
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 第7条2項に定める一括申請を行った場合は、全事業の終了後、前項の書類にて一括報告できるものとする。

（是正命令）

第12条 区長は、補助事業が適切に遂行されていないと認めるときは、補助金の交付対象者に対し、当該補助事業を適切に遂行することを求めることができる。

（補助額の確定）

第13条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、前項の報告内容を審査して、補助金の金額を確定し補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助金の確定額を補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第8号）を前条の確定通知を受領後、速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助対象事業者に支払うものとする。

（交付の特例）

第15条 前条の規定に関わらず、補助対象事業者は、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第9号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求にかかる補助金を補助対象事業者に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を交付し、直ちに返還を求めるものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（補助金の経理）

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、その経理を補助対象事業者の他の経理と明確に区分しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を補助金の交付を受けた年度の末日から5年間保存しなければならない。

3 区長は前2項の補助事業に係る帳簿、伝票類等を調査することができる。

（事情の変更）

第18条 区長は、交付決定後に気象条件等による補助事業の中止や天災地変、その他特別の事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

2 前項の場合においても、準備等に掛かった費用については補助対象とすることができる。この場合、補助対象事業者は第9条第1項に基づき区長に必要な書類を提出すること。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。